

令和4年4月開始

「調停調書」や

「ADRにおいて成立した和解合意にかかる文書等」も対象

令和6年4月発行

養育費

に関する

公正証書

等作成費補助金
についての御案内

川崎市では、債務名義となる文書等の作成のために支払った費用を補助する制度を始めました。

※債務名義とは、債権者に執行機関の強制執行によって実現されるべき債権の存在および範囲を公的に証明した文書をいいます。

【対象者】 1年以内に公正証書等を作成した、1～4すべてに該当する方

- 1 川崎市在住のひとり親家庭で、20歳に満たない子の保護者
- 2 養育費の取り決めの対象者となる児童を扶養している方
- 3 養育費の取り決めに係る費用を負担した方
- 4 過去に同様の補助金を受けていない方

【補助金の対象となる経費】 すべて養育費に関するものに限ります

- 公証人手数料（養育費の取り決め以外の法律行為のみの手数料は除く）
- 家庭裁判所に対する養育費請求調停の申立て及び夫婦関係調整調停（離婚）の申立て又は訴訟に要する収入印紙に係る費用
- 家庭裁判所又は公証役場に提出する戸籍謄本等の書類取得に係る費用
- 上記のものを家庭裁判所又は公証役場に提出するための郵送費に係る費用
- 弁護士等への公正証書作成にかかる相談費用
- 公正証書原案の作成を弁護士等に依頼した場合の費用
- 公正証書作成時に公証役場への立ち会いを弁護士等に代理人として依頼した場合の費用
- 認証紛争解決事業者が行う裁判外紛争解決手続を利用した場合の手数料

【補助額】 上記の経費のうち申請する方が負担した金額の上限5万円

●申請に必要なもの

- 1 申請書（裏面 もしくは ホームページからダウンロードできます。）
- 2 公正証書等作成に関して本人が費用を負担したことが分かる書類の写し
- 3 振込口座確認書類（通帳・キャッシュカードのコピー等）
- 4 養育費の取り決めに交わした文書（債務名義化した文書に限る）の写し



詳細は HP をご覧ください↑

【問合わせ】 川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
家庭支援担当 （母子福祉）

川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金

公正証書等を作成した上で、未払いとなった養育費の回収等に係る費用を補助する制度があります。詳しくは、川崎市ホームページをご覧ください。



詳細は HP をご覧ください↑

(宛先) 川崎市長

川崎市ひとり親家庭養育費確保に関する公正証書等作成費補助金交付申請書兼実績報告書

(申請者) 〒

住 所

氏 名

電 話

川崎市ひとり親家庭養育費確保に関する公正証書等作成費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請及び実績報告します。

なお補助金の交付にあたり必要な事項の確認のために児童扶養手当の受給状況のほか、公簿等を川崎市が確認することに同意します。

1 交付申請

(1) 交付を受けようとする補助金の額 円

(2) 添付書類

- ・ひとり親家庭を証する書類の写し（児童扶養手当受給者証の写しなど）
- ・補助対象経費に関して、本人が費用を負担したことが分かる書類の写し
- ・養育費の支払いに関する債務名義を証する書類の写し（公正証書、調停調書、特定和解の内容が記載された書類など）
- ・振込口座確認書類（通帳・キャッシュカードのコピーなど）
- ・その他（ ）

(3) 振込口座申出欄 ※申請者名義の普通預金口座に限ります

金融機関名	
支店名	
口座番号	普通
口座名義（カタカナ）	

2 実績報告

1により交付申請した本補助金について、公正証書等作成に関して自身が負担した費用は 円でした。

次に、補助事業の成果については、
以上報告します。